

下呂市告示第216号

出納員の権限に属する事務の一部の委任について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 171 条第 4 項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を出納員（令和 5 年下呂市告示第 120 号に規定する出納員をいう。以下同じ。）に委任させ、さらに出納員をしてその権限に属する事務のうち、別表右欄に掲げる事務を同表中欄に掲げる現金取扱員に委任させた。

令和 5 年 11 月 8 日

下呂市長 山 内 登

別表

| 施設名称 | 現金取扱員 | | | 委任事務 |
|---------------|-------|---------|-------|-------------|
| 下呂市役所 下呂庁舎 | 市民保健部 | 市民サービス課 | 熊崎可奈枝 | 所管に係る徴収金の収納 |